（法第七条第十項第八号の基準）

第一条の四　法第七条第十項第八号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする

一　市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものであること。

二　当該事業を行う者が児童福祉法第六条の三第十四項に規定する援助希望者に対し講習を実施していること。

第一章の二　子どものための教育・保育給付

第一節　教育・保育給付認定等

（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）

第一条の五　法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一　一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

［二～六　略］

七　次のいずれかに該当すること。

イ　学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

［ロ　略］

［八　略］

九　育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

［十　略］

（認定の申請等）

第二条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号の政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二　［略］

［3～5　略］

（支給認定証の交付）

第四条の二　市町村は、法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者又は同条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）の申請により、同項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付する。

（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条　法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

二　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日

［三・四　略］

五　教育・保育給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

六　教育・保育給付認定の有効期間

七　その他必要な事項

［条を加える。］

第一章　子どものための教育・保育給付

第一節　支給認定等

（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）

第一条　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一　一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。

［二～六　同上］

七　次のいずれかに該当すること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

［ロ　同上］

［八　同上］

九　育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

［十　同上］

（認定の申請等）

第二条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二　［同上］

［3～5　同上］

（支給認定証の交付）

第四条の二　市町村は、法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者又は同条第四項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）の申請により、同項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付する。

（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条　法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

二　当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日

［三・四　同上］

五　支給認定に係る第一条各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

六　支給認定の有効期間

七　その他必要な事項